

と き 平成14年7月16日(火)

ところ 三田共用会議所第4特別会議室

第6回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

○松本分科会長 定刻となりましたので、ただいまから、農林水産省独立行政法人評価委員会第6回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員及び専門委員の皆様方には、お忙しい中、また足元の大変悪い中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

それでは早速でございますが、議事に入ります前に、事務局から本日の委員並びに専門委員の出席状況の報告と配布資料の確認をお願いしたいと思います。

○生産局総務課長 7月3日付けで異動がございまして、生産局の総務課長を拝命いたしました宮崎と申します。今後、私の方で農業分科会の事務局を担当させていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員及び専門委員の御出席の状況でございますが、菊池専門委員、高橋英三専門委員、高橋芳幸専門委員、土居専門委員、長尾専門委員及び日和佐専門委員におかれましては、御都合により御欠席と御連絡いただいております。

なお、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用される同条第1項の規定によりまして、本分科会の定足数は委員の過半数とされておりますけれども、本日は、委員9名の方全員に御出席いただいておりますので、分科会の会議が成立いたしておりますことを御報告を申し上げます。

次に、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いいたしますと存じます。

会次第、分科会の名簿、次に配布資料一覧でございます。次に、資料1といたしまして、各法人の平成13年度の業務実績報告書、6法人分ですけれども、束ねて分厚くなっております。

資料2といたしまして、同じく各法人の平成13年度の財務諸表、これも6法人分束ねております。

次に、資料3といたしまして、農業分科会における平成13年度業務実績評価の進め方のイメージ(案)でございます。

参考資料といたしまして、参考1が第5回の分科会の議事録でございます。

次に、参考2でございますが、独立行政法人評価に関する運営についてということで、3月22日

の総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の決定の資料をお配りしております。

このほか、資料一覧には記載しておりませんが、平成13年度財務諸表の承認に当たっての大臣からの諮問文の写し、6法人分をお手元にお配りしております。

また、3法人につきましての実績報告書の概要をお配りしております。

以上でございます。何かないものがございましたら、あるいは御審議の途中で不備がございましたら、申し出ていただければと思います。

以上でございます。

○松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、会次第に従いまして本日の議事に入りたいと思います。最初の議題は、各法人の平成13年度業務実績報告書及び財務諸表についてでございます。事務局から御説明をお願いします。

○生産局総務課長 それでは御説明申し上げます。

独立行政法人につきましては、独立行政法人通則法第32条第1項におきまして、各事業年度における業務の実績につきまして、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。また、同じく通則法第38条第1項におきまして、独立行政法人は毎事業年度財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内、6月いっぱいということでございますけれども、主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。また、同条第3項で、主務大臣は財務諸表の承認をしようとするときには、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

本日は、先般、各法人から提出されました業務実績報告書、こちらの方は今後の評価の基になるわけでございますけれども、その概要とこれと密接に関連いたします財務諸表の概要を御説明させていただきたいと考えております。

詳細につきましては、両方併せまして各法人から後ほど御説明することといたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、各事業年度における業務の実績の評価の決定につきましては、本日午前中に開催されました第3回独立行政法人評価委員会におきまして、分科会の議決をもって委員会の議決にすることとされております。また、財務諸表の承認に係る意見具申につきましても同様に分科会の議決をもって委員会の議決にすることとされております。さらに、その時期につきましては、各分科会における業務実績評価の決定時まで併せてやっておくとされております。念のため御報告いたします。

以上でございます。

○松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ここでただいま御説明がありました平成13年度財務諸表の承認に関し、農林水産大臣からの諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

○生産局総務課長 お手元の資料の下から3つ目に置いております6枚のつづりの写しでございます。
朗読させていただきます。

平成14年7月16日

独立行政法人評価委員会委員長 松本 聰 殿

農林水産大臣 武部 勤

独立行政法人農林水産消費技術センターにおける平成13事業年度の財務諸表の承認について

独立行政法人農林水産消費技術センター理事長 池戸 重信から平成13事業年度の財務諸表について別添のとおり提出があったので、独立行政法人通則法第38条第3項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

同じ文面でございますので省略させていただきますけれども、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、それから農業者大学校、併せて6法人につきまして大臣からの意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○松本分科会長 どうもありがとうございました。御覧のように関連資料が非常に分厚い資料となっております。これらを基に今後評価を行うこととなるわけでございますが、これをいかに効率的に進めるかが非常に重要な課題になってくるものと思われまふ。具体的な今後の進め方につきましては、後ほど改めて御議論いただくことにいたしまして、まずは各法人から提出されました平成13年度業務実績報告書並びに財務諸表の内容について聴取したいと思います。

まず、各法人ごとに理事長から御説明いただき、それが6法人分すべて終了した後に全体として質疑応答を行う、こういう手順で議事を進めて参りたいと思ひます。なお、時間が限られておりますので、御説明は極力簡単に1法人当たり10分以内で願ひしたいと思ひます。

それではまず、農林水産消費技術センターについて願ひいたします。

○消費技術センター理事長 消費技術センターの池戸でございます。10分で1年分を御説明することになりますので、特徴的な中身を中心に話をさせていただきたいと思ひます。資料の一番後ろに消費技術センターの平成13年度業務実績報告書の概要という3枚紙がございます。それを基に御説明をさせていただきたいと思ひます。

私どもセンターは、昨年、独立行政法人化して最初の年であったわけですが、概要に書いてござい

ますように、年度途中、御承知のとおり、食品の表示の不正事件が発生しまして、その対応に追われた年でございます。その結果、一部の業務におきましては当初の計画目標値を達成できなかったものがございました。しかしながら、総じて計画どおりの執行がなされたということでございます。

特徴的な業務内容はこの下に書いてあるとおりでございますが、この中に数値が書いてあるもので括弧書きがございます。その括弧書きが目標値でございますので、それを参考に見ていただきたいと思っております。報告書の該当ページは文末に載せておきました。

それでは御説明申し上げたいと思っております。まず「業務運営の効率化に関する事項」というところがございまして、私どもいろいろな情報提供のための調査とか講習会をやっていますが、そのテーマを選ぶに当たりましてのことを書いてございます。これにつきましては、できるだけ消費者ニーズ等を把握した上でということになっておりまして、消費者団体とか地方自治体、こういったところを対象にアンケート調査をやっています。2,330件やりまして、それを踏まえて有識者を入れた委員会で課題の設定をしているという方法をとったと書いてございます。アンケート調査の結果、食品の特性把握に関しましては、健康ブームもありまして、食品の機能性に関するテーマでありますとか、あるいは表示、安全性、遺伝子組み換え、こういったところに関心が高いという結果になっております。

それから、同じ効率化の中で検査分析処理時間を迅速化するというところで、特に分析時間の長い残留農薬の関係、これは800分以上かかる分析ですが、それにつきまして2%の目標値を超えまして3.6%短縮が可能だと。これは当然でございますが、ここに書いてございますように精度、感度を保持するという大前提に立った対応で検討した結果でございます。同じように農林物資の分析法につきましても28%の短縮が可能という結果が出ております。

また、調査物の情報提供に関してでございますが、できるだけ迅速かつ効率的な提供ということで昨年度インターネットを活用してホームページを開設しております。また、メールマガジンも発行しております。ホームページは、更新回数127回ということで、出勤日でございますと2日に1回ずつ更新しているという対応をさせていただいています。昨年6月からですが、年度末までにアクセス数が11万件を超えております。

それから、もう一つの大きな柱であります「国民に対して提供するサービス等の業務の質の向上に関する事項」でございますが、講習会等による消費者等に対する情報提供、これの中には食生活指針の普及啓発等も含めて対応しております。これも計画どおり回数をこなしておりますし、それから地方自治体からの要請によりまして講習会等の講師派遣、これも441回をこなしております。消費生活展も99回参加ということになっております。

また、消費者相談対応というのも一つの大きな仕事になっておりまして、昨年度は5,200件、やは

りBSE関係がかなりウエートが大きかったということと、それから表示の不正事件が発生して以降、表示の110番を設置しております。その対応が特徴的でございます。この110番につきましては、今年度に入りまして5月以降、フリーダイヤル化をさせていただいております。

また、講習会、広報紙、それからホームページ、こういった情報提供のやり方について、皆さんが果たしてどれだけ満足をしているかというアンケート調査を顧客満足度調査という形でやらせていただいております。5段階評価ですべて4点以上となっております。

2番目の残留農薬等の微量物質確認の調査でございますが、これは社会的要請を踏まえての調査として残留農薬が約7,700件、その他の抗生物質あるいは抗菌性物質等を含めた微量物質検査を700件ほどやっております。総じて基準値を超えたものはなかったんですけども、残留農薬につきましては1件、中国のサヤエンドウについて、殺虫剤が基準をオーバーということで、これは速やかに厚生労働省に通報しております。また、こういった残留農薬の分析結果につきましては、プレスリリースで公表させていただいておりますし、先ほど申しましたいろいろなメディアを通じて発表しているところでございます。また、Codex対応で、野菜のカドミの含有量の調査を831件やっております。この結果もすべて農林水産省に報告しておりますが、Codexの部会の方で活用されるということ聞いております。

3番目の品質表示基準遵守点検調査ということで、これが表示の関係の調査でございます。生鮮食品も店舗調査、それから買上げ調査、それから加工食品の表示の件、こういうことをやっております。このうち、生鮮の店舗調査が目標値が6,010件のところ5,761件ということに終わっております。これは先ほど申しましたように立入検査の方に労力が結構とられたということと、それから食肉の集中的な点検調査、これはかなり濃密に400件ばかりこなしております。そういったところに労力をとられたということで、残念ながら目標値に達しなかったという結果になっております。そのほかはすべて計画どおり実施され、また必要な指摘事項につきましては改善指導をやらせていただいております。また、遺伝子組み換え食品の確認分析、これは305件やっております。結果的には1件が不適正な表示と認められまして改善指導をしております、これも年度内に改善がなされたという形になっております。

4番目は消費者対応でございまして、食品等の製造業者等への技術指導ということで、これも業界の方が昨年度は表示とか安全性、いろいろなところで関心が高いということで約6,800件の相談対応をしております。これも例年が約4,000件ですので、かなり昨年は問い合わせが多かったということでございます。

また、調査研究も順調にやっております、中身は生鮮食品の表示との関係で判別技術、遺伝子組

み換え食品の分析法、こういったものを重点的にやらせていただきました。

立入検査でございますが、これは27件、48事業者、私どもの職員が休日返上で昼夜兼行で対応させていただいております。立入検査に要した延べ人数は約400人ということになっております。

最後に、「財務内容の改善に関する事項」についてでございますけれども、運営費交付金等の節減に努めまして、特に年度末に集中した立入検査に要する経費に充当させていただいております。また、短期借入金を借り入れる事態は生じておりません。

以上が、業務実績報告でございます。

それから、財務諸表を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

資料2-1の1ページに貸借対照表が書いてございます。貸借対照表は、本年の3月31日時点での当法人の財政状態を示したものでございます。私どもの法人、主な資産としましては、政府から現物出資されました土地、建物、それから各センターで設置されている実験施設、こういったものが主なわけでございます。また、資本の部を御覧いただくと、35億4,072万194円というのが私どもの資本金になっております。

次に、損益計算書がございます。当法人の運営状況を明らかにするために、すべての費用、収益を記載させていただいております。経常費用の合計が50億6,446万4,427円、それから経常収益が50億6,638万585円ということで、その差が当期の総利益で191万6,158円となっております。この利益につきましては、利益の処分に関する書類でございますが、これは利益処分額、積立金という形で191万6,158円を計上させていただいております。

キャッシュ・フローの計算書でございます。これはこの会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を示したものでございます。資金期末残高ということで、6億7,556万6,618円となっております。

それから、行政サービス実施コスト計算書でございます。これは独法のコストのうち、実質的に国民に負担になっている金額を計上したものでございます。総額が実施コスト60億771万4,000円となっております。

簡単でございますけれども、御説明を終わります。

○松本分科会長 ありがとうございます。次に、種苗管理センター、お願いいたします。

○種苗管理センター理事長 それでは、種苗管理センターでございますが、概要を作成しておりますので、それに従いまして御説明申し上げます。

種苗管理センターは5つの事業をやっております。栽培試験、種苗検査、原原種の生産、調査研究、それと遺伝資源の保存でございますが、それごとにまとめております。

まず、栽培試験でございますが、効率化と質の向上、2つを一緒にしておりますけれども、事業そ

のものは計画どおりおおむね実行しております。内容的なものを申し上げますと、栽培試験をより効率化するために集約化しようという議論をしておりまして、現在9カ所で実施している農場を少し集約化しようという話で今進んでおります。また、技術レベルを上げるというようなこともございまして、マニュアルの作成なり、また農水省で実施しております種類別審査基準の案の作成に協力したり、また審査基準の国際統一事業に参画したりということをやっております。また、栽培試験は、出願品種に一番似た品種を対照品種として選定いたしまして、それともし差異があれば新しい品種として認めるということですので、対象品種の選定というのは極めて重要なものであります。それを十分にやるために、過去の品種のデータベースをきちんと構築し、また対照品種の保存の充実に努めてきたところであります。

次に、検査業務でございますが、種子の国際流通が大変多くなっておりますし、また臭化メチルの禁止等、いわゆる種子伝染性病害に対する問題意識が大変高まっております。それに対応するために平成13年度から種子伝染性病害の検査を実施するという事で体制整備に努めました。それと迅速な検査の実施の必要から50日以内を目標とし、すべてがそれに該当いたしました。

一番下に指定種苗の集取とございます。これは国が行います種苗検査でございますが、これにつきましては国の指示どおりに実施いたしました。つけ加えますのは、いわゆる遺伝子組み換えトウモロコシ、スターリンクが混ざって流通している可能性があるということが指摘されまして、本年4月から指定種苗の検査項目に加えられたわけでございますが、それに先行いたしまして平成13年度にGMO種子の混入検査を実施いたしました。幸い、検出されておられません。

次に、優良種苗の生産、これは原原種の生産であります。これにつきましては、コスト意識を高めるといふことと、優良種苗をきちんと供給する、またユーザーの意向をよく把握するということに努めました。コスト意識の問題につきましては、我々はどれほどのお金をかけてつくっているんだということを数字であらわそうというコスト把握手法を検討しております。まだきちんとした数字までになっておりませんが、もう少しでそういった数字が出てくると思っております。

また、いろいろ大きい機械なり施設を使うわけでございますが、その導入について、最も適切なものを導入しようということで、各農場に選定委員会を設けて検討させております。また、効率化等のためにも、各農場が機能分担をして特色ある農場経営をしようということで、現在8農場でばれいしよの原原種生産をやっておりますが、そのうちの4農場、これは主に北海道で少数の品種を大規模につくるといふ農場と、あとの3農場で小規模だけれども多くの品種をつくるという農場（他に秋植用1農場）に機能分担をしようということで計画をつくっております。

それと技術力の向上という点で、種苗管理センターの職員の総力を挙げてというのも大げさでござ

いますが、我々の持っている技術を体系的に整理して技術指針をつくりました。

この技術指針は私は3つの目的があると思っていまして、1つは若い職員の手引として。これは当然でございますが、もう一つは種苗管理センターの技術力というのはこういうものだというのを一つのテーブルに乗せて、もう少し改善するとすればどこができるのかというようないろいろな議論の素材として。もう一つ大事なのが第三者といいますか、ユーザーに、種苗管理センターというのはこういう作り方をしているんだということを理解していただくためのものとして技術指針をつくりました。これはつくる過程におきましても大変効果的であり、技術力の向上という意味でも効果的であったと思っております。

それと需要に即した供給という点につきましては、おおむね計画どおりの供給をしておりますし、無病性の維持につきまして全体で0.1%未満をクリアしております。

もう一つ、種苗の生産で気にしましたのは、実需者の評価を考えながらやろうということです。アンケート調査を実施し、またいろいろなクレームがつくことがあるわけでございますが、そういったクレームについて、確認シートを作成し、記録し、そして自分たちだけではなくて各農場、本所が共有するという形にしております。

次に、調査研究業務でございますが、研究課題の重点化、そしてその到達目標を定めることが大事でございます。基本計画を作成し、順次、順調に進行しております。具体的には、次のページの7つの課題を今実施しております。これに加えまして、試験研究機関等との連携をしようということで、現在はばれいしょの緊急増殖技術の確立という共同研究をやっておりますし、大規模でかつ隔離的な内容を持っている農場を我々は持っているわけでございますから、そういった特色を生かした花粉飛散と交雑に関する共同研究を平成14年度から始めております。

次に、遺伝資源がございますが、これは次のページにありますように生物資源研究所からの委託に基づく事業であります。計画どおり実施しておりますが、保存数が増加し、また特性調査の内容も高度化している。そういったものに対応するためには、やはり集約化、一番合理的な配置が必要だということで、再配置計画をつくろうとしております。そのためにも、植物種類ごとのいろいろな条件の検討を今始めているところであります。

次に、附帯事業でございます。ここは情報の収集なり提供でございますが、これは相当力を入れて行ったものであります。いろいろな学会への発表なり、当然のこととしてホームページを通じての情報の提供を行いました。

国際会議への出席なり諸外国への職員の派遣につきましても、例年よりも積極的に参画しております。こういったことを通じまして、職員の意識向上なり能力の向上が図られるのではないかというこ

とを考えております。海外の研修員の受け入れにつきましても、延べ 100名強の研修員の受け入れをしているということでもあります。

次に、ここからはいわゆる業務の横断的な事項であります。まず、業務運営の効率化ということで、組織体制はどういうあり方がいいのかという検討委員会をセンターに設けております。そこで農場の役割分担、また連携のあり方、業務運営の集約化、また後ほど説明いたしますが、関西農場の移転とそれを取り巻く今後の建設方針等々について議論しているところであります。

事務運営の合理化でございますが、特に会計の事務を主に本所へ集約化いたしました。そして会計システムを導入したわけでございますが、なかなか初めN T Tのシステムが動きませんで苦労したのですが、結果的には今日御報告できるまでになったということでもあります。

また、経費節減を実効あるようにするために、各農場に効率化検討会というものをつくらせまして共通課題を与えて検討させました。契約マニュアルを作成したり、ブロック単位で一括調達をしたら安くなるのではないか、自主施工する場合にはどうしたらいいかというようなことを検討しております。

関西農場の移転でございますが、平成 1 5 年 3 月までに現在大阪にあります農場を移転することとしております。移転先を、これは岡山県でございますが、笠岡湾干拓に選定いたしまして、岡山県知事をお願いいたしましたところ、受け入れ可能であるということで現在その作業を進めております。関西農場移転推進委員会というものを設けまして、今後のスケジュールなり業務体制のあり方について検討を進めております。おおむね順調に進んでいると思っております。

次に、予算等々でございますが、私は独立行政法人になりまして一番変わったというか変えたのがこの予算の配分のところではないかなと思っております。従来、やはり予算積算上の業務区分なり業務量というものに縛られるところがあったわけでございますが、独立行政法人になりましてからはセンター全体として、必要な業務に必要な資金を配分するという考えのもとに調整いたしましたわけであります。

また、資金運営につきましてでございますが、種苗管理センターは自己財源分が 1 億 5,000 万円ほどございます。これは自己財源を前提として交付金が交付されておりますので、もし自己財源が予定どおり入らないと資金がショートするという懸念がありました。ジャガイモの売却収入が一番多く、それが年度末に入るのですが、初めてのことでございまして、本当に 3 月中に入るかという一抹の不安があったということもございますので、一部大型機械の更新等を繰り越すことによりまして資金的に余裕ある運営を行ったところであります。

最後に人事等のところでありますが、事務方の合理化につきまして 2 名、種苗生産の合理化で 1 名、

計3名を減員いたしました。新たに共通事項としての計画部門に2名増員して全体として1名の削減を実施しております。また、研修に力を入れて実施したということと、現場のいろいろな工夫について援助し、またそういった事例を収集し、活用しようという努力をしたということと、いろいろな指針を設けたりシンボルマークをつくって一丸となるような方策を考えたということとであります。

これが業務報告でございますが、次に財務諸表の方に入らせていただきます。

まず、貸借対照表がございます。ここで1つ申し上げたいのは、負債の部の流動負債、運営費交付金債務というのがございます。2億6,700万円ほどございますが、これは「債務」という言葉になっておりますけれども、言ってみれば交付金の使い残し分がここに集まっております。2億6,700万円も残したということとございますが、この中で人件費等で残ったというもの以外、先ほど余裕ある資金運営にしたというようなことを申し上げましたが、それがここに集まっております。自己財源1億5,000万円のうちの4分の1なり、もう少し多くをここで残しておきまして、次年度、平成14年度に入りましてそれを有効に使うということとあります。

また、この貸借対照表の一番下の方に利益剰余金というのがございます。当期未処分利益というのがございますが、1億7,800万円でございます。これは他の法人と比べますと大変多くなっておりますが、これは消費税還付でありまして1億7,700万円ほどございました。これがここに入っております、これは我々が勝手に使うことができない剰余金として処理しております、欠損が出たときには使えるんでしょうけれども、勝手には使わない利益として処理しようとしております。

次のページの損益計算書でございますが、経常収益の事業収入1億5,300万円、これがいわゆる自己収入でございます、いもの売却収入なり検査の手数料であります。当初1億4,000万円強でございましたから、1,000万円弱増収だったということとあります。

次に、行政サービス実施コストというのがございます。最終的に国民の負担となる金額すべてを足し上げたものでございますが、34億3,900万円というものが種苗管理センターの行政サービスコストであります。

開示すべきセグメント情報というのがございます。先ほど御説明しました5つの業務区分ごとに開示いたしております。

以上でございますが、1年間やってまいりまして、農場を含めまして我々はコストを意識しながらやるようになったというのは大変いいことかなと思います。やはりきちっと調べ、比べてそして選ぶんだと、そしていろいろ工夫するんだということが根づいてきたかなということがあります。

もう1点は評価についてでございますが、やはり今日のこの評価委員会がまさに一番の大事な評価でございましょうが、対外的ユーザーの評価なり、また我々自身が内部評価をきちっとしようという

動きが出ておりました、そういった点、1年間努力してきたということでもあります。

以上でございます。

○松本分科会長 どうもありがとうございました。それでは次に家畜改良センター、お願いいたします。

○家畜改良センター理事長 家畜改良センターの理事長、南波でございます。よろしくお願いたします。私どもは資料を3つ用意してございます。まず、資料1-3、これはほとんど使いません。それから資料2-3の財務諸表、そして概要、この3つで説明させていただきたいと思っております。

初めに、事業の実績報告を概要で説明させていただきます。平成13年度、事業をしてきたわけですけれども、総じて計画どおりの執行がなされたと思っております。

まず、第1の業務運営の効率化についてですけれども、まず重点化いたしました。従来ややもすれば総花的だったところを事業の重点化によって、コストパフォーマンスを上げるんだということです。例えば乳用牛ですと、数の少ないジャージーという品種を減らして重点家畜であるホルスタインに集中する、あるいは、鶏ですと消費者ニーズ、例えば卵殻の強いやつ、あるいは肉斑・血斑のない卵というようなことに重点を置くために、系統数を絞り込んで規模を大きくして育種を進める。飼料作物についても重点化しまして、品種数を13.8%削減するというところを行ってまいりました。今後も消費者や流通者を含むニーズに的確に対応して重点的に取り組む計画でございます。

2番目に業務実施の効率化ですけれども、これは、まず業務に関する効率化方針等を作成したり、あるいはコンピュータ・ネットワークを整備いたしまして日常業務の効率化を図りました。また、四半期ごとの事業の進行状況、これを報告させ、チェックし確実に進めるよう業務の進行管理に努めました。また、組織の体制も効率的なものにしました。すなわち、全国の牧場を含めて66課あったものを58課に整理・統合、スタッフ制を導入したわけでございます。

他機関との連携ですけれども、これは行政機関、研究機関、民間、大学等連携を図り、共同研究を進めております。特に独立行政法人の農業技術研究機構「畜産草地研究所」とは包括的な協力の覚書を結んで、このもとに今、十数課題の研究を進めております。

第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上ですけれども、家畜の改良、私どもセンターのメイン事業でございますが、これについては家畜の能力検定・遺伝的能力評価の推進を図って優良な種畜等の供給に努める一番の仕事でございます。例えば乳用牛ですと、後代検定事業を円滑に推進した。今までは日本国内でどの種が一番いいとか、国内で考えていたのを、乳用牛の改良はボーダーレスであるので、国際的にどの牛がいいというように変えなくてはならないということで、INTERBULLに対する我が国の対応方針を検討、参加を決定したところでございます。肉用牛

についても、県だけで選んでいましたが、それではだめだと、やはり日本全国でいい牛を選ぼうじゃないか、そういう方向です。豚は、有力な養豚農家の中で選んでいた。それではだめだと、やはり幾つかのグループをつくってその中で一番いいものを選んでいかなければならない、そのような検定、育種の方向でとり進めました。

種畜検査ですけれども、これは全国から申請のありました牛、馬、豚の雄、約 6,000頭について全頭実施をいたしました。また、家畜の遺伝資源の保存等についても行っております。

2番目の家畜個体識別事業ですがこれは当初の計画をはるかに超えた規模で実施したものでございます。御案内のとおり、昨年9月にBSEの発生があったわけですが、従来平成17年度を目標に全国展開する予定であったこの事業を平成13年度中に全国一斉に実施する緊急対策が行われたわけでした、この事業の制度の運営管理主体として事業を積極的に推進してまいりました。具体的には、センター設立準備室への職員の派遣であり、関係機関との調整であり、データ処理システムの開発支援、施設の貸付等々でございます。このBSEについては、特別措置法が先般施行されたところですが、今後なお一層確実な業務運営のために体制強化を図ることが必要と考えております。

飼料作物種苗ですけれども、これもやはり今国内の食料の自給率、ひいては飼料の自給率を向上することになっておりますが、このためにも国際水準に適合する高品質な種苗の生産に取り組んだわけでございます。枠の中、具体的には種苗の生産配布、供給能力も109品種に及んでおります。26トン確保、あるいは国際的に流通させることのできる高品質な種苗生産のための技術改善とか、これも遺伝資源の保存等の業務に努めたわけでございます。

また、種苗の検査の実施につきましても、期間の短縮等に努めてまいりました。

次に、調査研究ですけれども、これは育種、繁殖、飼養管理とこの3本柱で行っております。育種については、DNA育種、特に乳用牛では乳房炎の感受性に関係する遺伝子に強く関連する遺伝子マーカー、DNAマーカーを特定いたしました。繁殖関連技術では、受精卵移植関連技術の改善に加え、クローン技術の改善、特に体細胞クローン牛の正常性であるとか、あるいは近似性、体細胞クローン牛というのはどんなものだろうかという調査に取り組んでまいりました。また、飼養管理技術を行ったほか、共同研究や家畜施設の提供等を通じまして技術開発調査に対する支援を行っております。

4番目の講習指導ですが、学術誌への論文の掲載とか学会発表等の成果の発表、それから新技術の講習会の開催や外部講習会への講師の派遣、あるいは当センターで行う国内研修の実施、それから海外への職員の派遣、海外からの研修生の受け入れ等を通じた海外技術協力等に取り組んでまいりました。

次に、財務内容の改善については、企業会計移行の初年度であったわけですが、経費の節減

を図るとともに、業務の進行管理を適切に行うことにより資金の配分も適切に行ってまいったところ
でございます。資金の配分については、SECと書いておりますけれども、効率あるいはコストを考
えた予算の配分、2つ目は傾斜配分としておりますけれども、牧場あるいは仕事をきちんと評価し、
得点化した上で各牧場に傾斜配分するというような仕事を進めてまいりました。

その他ですが、施設整備に関する計画は低コストの整備を実施し、職員の資質の向上についてはほ
ぼ、職員は950名ですけれども、平均1人1回はスキルアップのスキームに入れるというような取組、
あるいは他機関との人事交流、事務職の1割を人事交流、というような状況でございます。

続きまして、財務諸表の方にまいります。まず、財務諸表に入る前に、私ども収入について運営交
付金87億4,600万円、それから施設整備費補助金4億8,200万円、当初計画どおりでありましたけれ
ども、この2月に第2次補正予算、国から約17億円の無利子貸し付けを受けました。このために年度
計画を変更したところでございます。

それから、積極的な事業の受託あるいは農産物の売り払い代金の伸び等により4億2,600万円の当
初計画を28%増収いたしまして5億4,400万円としたところでございます。

それでは1ページの貸借対照表でございます。資産は494億円、固定資産比率97%と土地や建物の
割合が多いのが特徴となっております。資本金としては、482億2,800万円を政府から出資を受けて
おります。

次に、損益計算書です。経常経費としては86億6,300万円。そして、経常収益としては運営費交付
金からの75億円、その他を含めまして87億7,700万円を上げております。この結果、経常利益とし
て1億1,300万円を上げております。さらに、臨時損益を加えますと1億6,900万円が当期の純利益
となるわけでございます。

次に、利益の処分に関する書類がございます。1億6,900万円の当期末処分利益、このうち経営の
努力によって生じたものを3,500万円といたしまして、通則法第44条第3項に基づいて目的積立金
としたところであります。

最後に7ページでございますが、行政サービス実施コストですけれども、これは111億5,400万円、
経常費用に比べますと30%ほど多くなっておりますけれども、これは政府出資の機会費用等が積み
上げられているということでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に肥飼料検査所、お願いいたします。

○肥飼料検査所理事長 肥飼料検査所理事長の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

私どもは説明用の概要は作成しておりませんので、誠に恐縮ですけれども、資料1-4と資料2-

4を用意していただければと思います。短い時間ですので、評価に特に関連しそうな事項を中心に御説明申し上げたいと思います。その前に一言概括的に申し上げておきますと、昨年9月、BSEが発生いたしまして、実は一部計画どおり業務が達成されていないというか、達成されなかった部分がございます。その辺は順次これから御説明申し上げたいと思います。

まず、第2のところに業務運営の効率化に関する事項ということがございます。この事項に関しては特に補足することはございません。初年度の目標はすべてこの事項に関しては達成していると考えております。

その次に大項目として、国民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、この事項については今申し上げましたようにBSEの発生による緊急対応のため、年度計画の目標を一部達成できなかったものがございます。具体的に申し上げますと、調査研究のところでございます。年度計画では食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査、これを実施することになっておりました。ただ、これは先ほど申し上げましたように実施できませんでした。そのかわりいたしましたしまして、BSEに関連した調査研究を実施しております。それから、もう一つ達成できていない部分がございます。収去品の試験の標準処理期間は20日としておりますけれども、次のページの表14に8月分のものに35日というものがあると思います。これはBSEの発生で緊急対応せざるを得ないために分析の方を後回しにせざるを得なかったということでございます。それから、その前にBSE関連ではないのですが、平成13年7月に25日と5日間オーバーした部分がございますけれども、これは検査品の収去の後で植物防疫上の燻蒸処理が必要だということで、私どもの責に失するというよりは、どうしてもそういうものを処理した後に対応せざるを得なかったために、若干期日が遅れております。以上2点が計画どおり達成できなかったものでございます。

それから、評価に関連すると思われるので御説明申し上げたい事項として、財務諸表関係の部分がございます。剰余金の使途でございます。本来でしたらここに剰余金が計上されるわけでございますけれども、私ども肥飼料検査所は剰余ではなくて当期損失額約700万円を計上しております。これは子細に分析いたしましたところ、主に独立行政法人会計基準に基づく会計処理に起因する、そういうものであると認識しております。なぜかということでございますけれども、会計基準では施設整備補助金につきましては最終的には資本剰余金に振り替えることになっております。そういうことで会計基準にのっとり、貸借対照表では、全額を資本剰余金に振り替えております。一方、資産の部の取得固定資産、これの評価額でございますけれども、これはやはり会計基準にのっとりまして取得原価主義に基づきまして撤去費用だとか附帯事務費は差し引いた額を計上しております。その結果、施設整備補助金の全額を資本剰余金として計上し、片方にはその一部を差し引いた額を計上しているという

ことで、右と左をバランスさせるために損失を計上せざるを得なかったということでございます。

また、損益計算書におきましても同額の損失を計上しております。これにつきましては財務諸表を見ていただければわかると思いますけれども、これについて説明いたしますと、損益計算書の費用には資本取引以外のすべての経済的便益の減少を計上すると会計基準には記載してございます。そういう会計基準の原則に基づきまして、費用に先ほどの撤去費用、それから附帯事務費を含めているところでございます。一方、収益ですが、損益計算書の収益には施設整備補助金由来のものは計上してはいけないことになっておりますので、どうしても収益に対して費用がオーバーする、こういう形になります。私どもにとっては不満の残る会計処理ではありますが、監査法人、それから監事の指導もございまして、このような会計処理としたところでございます。何とぞ御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

それから、私ども肥飼料検査所の特徴として、年度計画を少し外れたといいますか、年度計画にない、定められていない農林水産省からの要請に基づく業務がございます。それはBSEが発生したことによって緊急的にどうしても対応せざるを得なかったということで、その辺の業務をまとめてございます。これにつきましては、簡単に御説明したいと思います。昨年9月のBSEの発生に伴いまして、私ども肥飼料検査所としましてもこの問題に最優先の緊急の課題として対応してまいりました。これらの業務は中期計画、それから年度計画には記載はありません。農林水産省の直接の指示に基づき行った業務であります。その内容でございますが、これは点数で整理してございますけれども、ちなみにこれを労働力といいますか、人の換算で私ども試算いたしますと、1,040人・日になると試算しているところであります。そういう部分の追加的な業務も行ったということでございます。

なお、BSE関連でないものが少々載ってございますけれども、これは農林水産省の要請によりまして国からの、環境省の委託に計上してある国費を農林水産省に変えまして、要するに国からの受託研究として実施したものでございます。そういうことで、国からの受託収入も当初計画にはなかったのでございますけれども、計上してございます。

説明しなかった部分は多々あるんでございますが、ポイントだけということで肥飼料検査所の説明を終わります。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に農薬検査所、お願いいたします。

○農薬検査所理事長 農薬検査所の理事長の柿本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料についてですが、まず資料1-5の平成13年度業務実績報告書、それから資料2-5の平成13年度財務諸表、これは、財務諸表、それから13年度決算報告書、そしてあと監査報告書とか、平成13年度事業報告書でございます。

それでは説明をさせていただきますが、私どもも肥飼料検査所と同じように、特に概要をつくっておりませんので、先ほど申し上げました資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず、実績報告について、中期目標、これは農林水産大臣が提示、我々に交付するものです。中期計画というのは、農林水産大臣に我々が申請し、認可をいただいたものでございます。年度計画項目、これが平成13年度に実施する項目ということでございまして、最後に事業報告書でございます。

話は戻りますが、先ほど資料2-5の方で事業報告書というのがございますが、これと今御覧いただいている資料とはほとんど内容的に同じでございますので、御覧いただいている資料の説明をもつてかえさせていただきたいと思うんですが、1つ違うところが農薬検査所の概要のところでございます。この事業報告書、農薬検査所の構成の基本的なところを申し上げているので、口頭でございますが御説明すると、これは事業報告書に出ておりますが、資本金総額が37億6,000万円でございます。これは貸借対照表にも出てくると思います。そして役員については常勤の理事長、理事、それぞれ1名、それから非常勤の監事2名でございます。職員は定員で申し上げますと6.6名なんですが、13年度は1名欠員のままで平成13年度末を迎えて6.5名ということでございます。平成14年度からは6.5というのが定員ということで、そういう意味では欠員状態が解消されているという結果に終わっておりますが、以上そういうことでございます。

それでは、実績報告書の説明に戻りますが、まず農薬検査所の場合、農薬の検査が中心になっておりまして、中期計画に掲げる効率化に関する事項、それから行政サービス、国民へのサービスの向上、大きく分かれている中で農薬の検査、それに関する附帯事項、こういうようなことが中心になります。

まず、効率化の事項の中では農薬の検査については、ここでは農薬の1件当たりの検査処理期間を5%削減いたします。それから、農薬のGLPでは、適合確認の迅速化を行います。それから、効率化項目の3番目としては、業務運営の効率化による経費の抑制をするということでございます。ただ、経費の抑制というのは平成13年度については比較実績が12年度までは農林水産省の機関でしたので実績がないということなので、これは14年度以降に効率化による経費の抑制を進めることにいたしまして、ここでは農薬の検査の期間の短縮、それからGLP適合確認の迅速化、この2件について掲げてございます。

効率化項目の農薬の検査につきましては、13年度は基準が必要な農薬、すなわち新たに設定しなければいけない農薬と既に設定されている基準に基づいて農薬を検査、登録するという大きな2つのカテゴリーに分かれますが、基準が新たに必要な農薬は今回申請されたものが98件でございました。そのうち年度内に27件が終了してございます。その27件については、平均の検査期間が8.9カ月でございます。これはそれしかできなかったのかという御意見もあるかと思いますが、後ほどそれは

説明いたします。それから、基準が既に設定されているものについては、それを使って検査、登録していく。1,894件の申請で892件が終了し、平均の検査期間は5.5カ月でございます。件数は申請に対してこなされていないということですが、お手元の参考として基準設定必要農薬の推移というところで、13から12、11、10と年度が書いてございまして、一番右の欄に8.9とか9.9と書いてございます。そういう中で残されたものについては、8.9という例えば9カ月というのが去年の12月、つまり13年度中であってもやはり申請されるケースがあるわけです。したがって、98件の中には今年の12月とか1月に、13年度内なんですけど、後期の方で申請されたものもあるわけで、それが98件の中に含まれております。そのうち27件というのはむしろ昨年13年度の早い時期に8.9カ月の期間内に検査を終了したということであって、14年の3月、13年度期間中のものについては今後の見通しとしては、やはりこの目標の期間内に全部98件の目標が達成できるものと考えてございます。

それから、農薬のGLPにつきましては、目標を達成していないところがございます。13年度は合計20施設から査察の申請がございましたが、17施設について達成し、大臣に報告してございますが、残りの3施設については14年度当初に査察を行ったということでございます。これは平均処理期間が75日ということで、目標の62日を超過したところもございます。それから、その主な原因は査察する相手の機関との具体的な日程調整、GLPは試験期間の全体を見て評価しますので、それでどこかが人がたまたま出張でいないとか、そういうようなことであると査察がほとんど効力を発揮しないということにもなりかねないので、我々が行くときには対象機関の関係の部署のところは全部待機していただきたいというその日程を調整するのに難渋したことで全体的には遅れてしまったということでございます。これは極力そういうことのないように今後は事前に日程調整などは進めたいという決意をここで表明するにとどまるわけですが、そういう状況でございます。

次に、サービスの関係ですが、国民へのサービスの質の向上、これについては農薬の検査の迅速化、それから農薬の検査に附帯する業務としてのGLPとか調査研究、それから3番目として農薬の立入検査のことに触れております。農薬の検査の迅速化については、先ほどの基準が新たに設定が必要なもの、それから基準が既に設定されているものについて検査していくことの2つのカテゴリーがあると申し上げましたが、新たな基準設定が必要なものは検査期間を1年5カ月ということが目標でございます。それから、基準が既に設定されているものについては検査期間が11カ月を超えないということが目標になってございます。平成13年度については、その基準を新たに設定しようというものについては1年5カ月の目標をすべてクリアしてございます。そして、基準が既に設定されているものについての検査は、実は総数のうちの97%がスピードアップという点では目標達成しており

ます。3%が達成しておらなかったのは、農林水産大臣が定める安全使用基準設定が幾つかの事情で遅れたためなどでございます。

それから附帯業務の関係で申し上げますと、G L P関係のサービス向上というのは査察後に6週間以内にその報告を国にし、国はそれについてよければオーケーだということを先方に通知して、G L Pの施設として認証を受けるということですが、これについては目標を達成しているところでございます。

調査研究につきましては、中期計画で13年度においては、ダイオキシン関係の文献調査等を進めるということとしております。それから、OECDのテストガイドラインの検討の移行性を評価するための、これも基本的には文献調査的なものが中心になるんですが、それを実施することになっておりました。この件については、いずれの項目についても目標は達成しているところでございます。加えて、13年度についてはいわゆる環境ホルモンの1物質と言われているノニフェノールの実態調査について農林水産省からの委託研究がありまして、これを緊急調査として我々としては3カ月の間に試験を実施し、報告をさせていただいたということでございます。また、立入検査については、情報収集等々これらのものはいずれも当初の目標をクリアしてございます。

それから予算の収支計画、それから資金計画等々については別途の財務諸表で説明させていただきます。また、短期借入金はございません

引き続き、財務諸表に移らせていただきます。財務諸表につきましては、貸借対照表の資産の方では流動資産が1億9,423万1,963円でございます。固定資産は38億6,347万1,435円。この構成は御覧のとおりでございます。現金及び預金のところは、普通預金でございます。そして資産合計が40億5,770万3,398円。次のページに負債、それから資本の構成がございます。流動負債としては1億8,026万6,496円です。先ほども種苗管理センターから説明がありましたが、運営費交付金債務が1億352万3,691円でございますが、これはちょっと大きな金額ですが、後ほど決算報告書の方で説明します。それから固定負債については7,920万3,881円で、負債合計は2億5,947万377円でございます。資本の方が、途中省略いたしますが同額でございます、37億9,823万3,021円ということで、先ほどの資産合計と同様の負債資本の合計額になっております。

損益計算書の方では、経常費用として研究業務費と一般管理費に区分しております。この経常費の合計は御覧の8億929万9,395円でございます。経常収益としまして、運営費交付金収益ということでございますが、雑役というのが一番下の経常収益合計の上の欄に書いてございます。これは1,424万8,507円です。これは消費税の還付がございまして、これを雑役の欄ということで計上しておるものでございます。そういうことで経常収益の合計が8億2,463万7,723円で、費用との差し引

きの経常利益としては 1,533万 8,328円ということですが、実はいろいろな測定機械で、13年度独立行政法人に移行する前に本来ならば既に使えない機械の除却処分といいますが、それをすべきであったものが残ってしまって、独立行政法人化した後の13年度のところで固定資産の除却ということで損失計上が 103万 7,861円のところがございまして、当期の純利益は 1,430万 467円ということですが、

キャッシュ・フローは財務活動はございまして、業務と投資活動ということで、これは1億 7,742万2,071円で、これは先ほどの預貯金の欄の普通預金ということで入れてございまして。それから利益処分については、先ほどの消費税の戻りを原資とする 1,430万円は剰余金ということで処理させていただこうと思っております。

行政サービス実施コスト計算書につきましては、農薬検査所の一定の機会費用の見積りの方の後ほどに説明がございましてここでは省略いたしますが、9億 5,112万 6,054円でございます。人口で割ってしまうと大体1人当たり8円程度という試算でございます。

また、重要な会計方針は、運営交付金は費用進行型を使っておりますとか、減価償却の考え方等、御覧のとおりでございます。注記としまして貸借対照表では、先ほどの約1億のものが運営交付金債務ということで残っております。また、運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額、5億 1,066万 3,602円でございます。

キャッシュ・フロー計算書関係は御覧のとおりでございます。重要な債務負担行為、後発事象もございません。附属明細書は省略させていただきます。

一番最後に、決算報告書というのがございまして。収入の部の運営費交付金を8億 4,200万円、これは決算金額でも使わせていただいたということでございます。施設費の補助金が精密機器等のケミカルハザード対策ということでこの補助金を使わせていただいております。それから受託収入というのが、先ほどのノニフェノールの試験という農林水産省から受託したというものでございます。これが収入でございます。支出につきましては、業務経費が相当執行残がございます。業務経費 2,600万円、このうちの 1,700万円が固定資産備品の購入等の未執行による残ということでございまして、実は13年度の第2次補正予算のところの農薬検査所、既存の生物実験棟、それから化学実験棟、これは昭和30年代にできた建物ですが、これを取り壊し、そしてその跡地に高度情報管理施設を床面積 1,600平米の3階建て、おおむね 4,000ちょっとのものを建てることにしております。その計画が浮上してきたものですから、取り壊すべき生物棟、化学棟に実は整備する予定であった機材の購入をストップしたということで 1,700万円のもので執行残として残ってしまったということでございます。

あとは立入検査も農林水産大臣からの指示があって初めて立入検査に出かけるわけですが、指示が我々が当初想定したよりは少なかったということとか、それから調査研究関係の消耗品も同様に未執行の、これは要するに計画どおり購入が進まなかったわけでございます。

人件費でございますが、退職者を予定して退職金の計上をしておりましたが、退職者がいなかったこと、それからそのために退職手当を支払わなかった、そして先ほども人員が欠員1のまま1年間推移したと申し上げましたが、それによる人件費の残、これを合わせると7,500万円が残っている。先ほどの運営費交付金債務が1億ちょっとということでございます。計の方で言うと9,800ということでございますが、そのうちの約4分の3、これが欠員1名と退職者がいなかったということの人件費7,500万、それに業務経費の新しい建物の計画が出てきたための執行を停止したという2,600万円で、言ってみれば1億ちょっとの残が出てきたというのが実態でございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは最後になりましたが、農業者大学校についてお願いいたします。

○農業者大学校理事長 農業者大学校理事長の門脇でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの資料は1-6の平成13年度業務実績報告書と、それから2-6の財務諸表の関係の資料でございます。

まず、資料1-6に基づきまして業務実績報告書の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、年度計画の項目に照らしてお話をさせていただきたいと思っておりますが、第1の項目は業務の効率化に関することございまして、長期農業者教育ということで3年間の教育でございます。それから、果樹の研修ということになっております。まず、長期農業者教育に関しましては、事業の効率的な実施に努めるということで、13年度においては先進農業者の講義とか情報化教育とか、あるいは就農促進のゼミを実施しまして就農意欲の醸成等を図るということで、経過としては教育時間を24時間増加をさせております。果樹農業研修に関しましては、先進果樹農家の講義、あるいは販売実習、栽培実習等充実強化をいたしまして、常緑40時間、それから落葉42時間ということで研修時間を増加をさせておまして、時間数の目標の達成はできたのではないかと考えております。

第2の項目は業務の質の向上でございます。その1がいわゆる教育研修の本務、それから、2番目が附帯業務ということになっております。まず教育研修に関しまして、1の(1)が長期農業者教育にかかわる部分でございますけれども、幾つかの項目に分かれておりますが、1つは学生の確保を図るための活動ということで、募集活動の強化ということでございます。文書による協力依頼はもちろんですが、ホームページの募集案内の充実あるいは卒業生の募集協力員としての依頼をする等による積

極的な協力をお願い、それから、学校職員による関係機関とか高校への訪問といったことを実施してきました。平成14年度の入学者は39名でございまして、参考までに13年度は33名でございました。

それから、卒業生の就農率を上げるための就農意欲の醸成に関してどういうことをやったかという、まず卒業生、それから先進農業者を講師にいたしまして現場の実践状況のお話をさせていただく等により啓発をしていただくようなことも含めてお願いをいたしました。特に3年生につきましては就農促進ゼミということで、卒業生等が各地で活躍されているような事例等を題材に、自分が就農することに向けて議論をするといったようなゼミを実施しております。そういうことも実施しまして、13年度の卒業生29名の就農動向というのがそこに挙げてございますけれども、29名のうち農業法人の就職を含めて26名が就農をいたしました。それから当面は就職するんですが、3年以内あるいはいずれ就農というのが3名ございまして、そういう数字から見ますとかなり就農率は高いということで9割ぐらいは確保できていると思います。

次に、教育内容の改善についていろいろとやってきましたけれども、1つは教育のニーズに関するアンケートということで、アンケート調査を卒業5年以上あるいは2年以上というふうに2つのグループに分けて教育ニーズ等アンケート調査をいたしました。これにつきましては次に出てきますけれども、カリキュラム検討委員会において検討の材料にさせていただいております。これからの教育の方向を検討するためのカリキュラム検討委員会を学識経験者をお願いをいたしまして、13年度については3回ほど議論をしていただきました。近く14年度も継続していますが、結論を出していただいて、我々がそういうことを踏まえて教育改善をしていくということに役立てたいと思っております。

それから、果樹農業に関する研修に関してですけれども、研修生の募集活動については長期農業者教育とほぼ同じような形でやっております、14年度の入所者は落葉、常緑合わせて21名でございます。

また、就農率の向上、果樹研修生の就農率の向上ということで、これも先進農業者による講義とか、あるいは現場での先進農業者あるいは現場で実際やっておられる方の指導というようなことで力を入れてまいりました。結果的には13年度の修了生の就農動向、これは常緑・落葉別々に書いてございますが、即就農した人が13名、農業者大学校の長期農業者教育に進まれた研修生が4人、就職2人ということでかなりの就農率の確保ができたのではないかと思っております。

研修内容の改善につきましては、そこで挙げているようにアンケート調査を実施いたしております。

それから、研修生がみずから自主管理圃場等を設けて自発的に研修をしていく取組として、特に自

主管理圃場の設定、それからテーマを定めたプロジェクト研究ということを実施しております。

短期研修につきましても常緑、落葉、それぞれ2回ずつ先進技術等のテーマを設定いたしまして実施しております。そのほか農業体験の受け入れ、小学校、保育園、身障者の団体、そういった方々の収穫体験等研修所においてやっておりますし、視察者の受け入れについてもそれぞれ百数十名から400名近くの方々を受け入れております。

附帯業務については、これは主として長期農業者教育にかかわる事項でございます。まず、1つは卒業生の経営実態調査ということで、全卒業生を対象に経営の概況調査、アンケートを実施しました。それから、その他事例調査、卒業生の経営の実態事例調査を実施しておりました。これにつきましては計画では2事例だったんですが、4事例を実施して今後の教育とか一般的人材開発に資するということにしたいと思っております。その後、卒業生を中心にした研究集会等々を実施しております、その結果をホームページで掲載をしております。

それから、大学校における教育の情報の蓄積、それからやってきた経験等を情報提供するというための情報誌「大地の教育」を刊行して県の大学校等の参考に資するという取組をしておりますし、第1期生が有機農業について実績を上げておられるというようなことで現地公開講座を実施しております。そういうような取組で大学校の活動に理解を求めるというようなことに努めております。

財務内容の改善に関する事項ということでございますけれども、各種の経費の節減、それから予算の管理につきましてはいわゆる突発な事項に備えるための留保、あるいは計画に基づく配分ということでやっております。剰余金のことについては、財務諸表の方で御説明させていただきます。

それから、財務諸表につきましては資料2-6でございます。まず、貸借対照表ですが、流動資産9,595万3,388円、それから固定資産、これは無形固定資産も含めまして27億6,958万2,307円、合わせて28億6,553万5,695円ということでございます。それから、負債につきましては流動負債、固定負債合わせて1億7,945万6,274円でございます。資本がそこに挙げております数値でございますが、ここで利益剰余金ということで352万2,022円上がっております。これについては、貸借対照表の1ページに戻っていただきまして、土地の建設仮勘定のところにも2,454万7,879円と出ておりますが、実は大学校の女子寮の改修工事を予定しておりましたが、国土庁に委託して契約していた業者が倒産してしまいまして、これで仮勘定ということで上がっております。この違約金が先ほど申し上げました352万2,000円余りの当期未処分利益の大部分でございます。これが挙がっているということでございます。次の損益計算書、経常費用5億1,331万8,108円、それから一般管理費が1億8,500万円余り、それから財務費用が142万7,000円余りということで合わせて7億1万3,591円ということになっています。収益の方は合わせて7億353万5,613円ということで、その差が当期純利

益、先ほど申し上げました数値と同じですが、352万2,022円という形です。

キャッシュ・フローは省略をさせていただきたいと思いますが、利益の処分に関する書類ということで、先ほど挙げました352万2,022円は積立金として処理をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。各法人とも膨大な資料の御説明と、なおかつその資料に基づいて委員の先生も追っていくという大変な時間をいただいたわけですが、ただいまから質疑応答に入りたいと思います。

各法人の平成13年度業務実績報告書並びに財務諸表につきまして、御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。どうぞ。

○徳江委員 財務に関することでございますけれども、財務に関する統一した評価基準というのが例えば経営指標等について当初予定されていたと思います。独立行政法人というのはやはり利益を追求する民間企業と違いまして、民間企業に適用されるような経営指標はなかなかできない、というような一つのプロセスがありまして、今回は財務に係る評価に関する統一した指標というのはでき上がらなかったと思います。1つだけ各法人に共通してお尋ねしたいと思いますけれども、やはり評価の過程ではどうしても費用対効果というような視点で評価しなければいけないかなと思います。従いまして、1年間顧みてというか、いろいろな作業をされた過程で費用対効果を評価するか、あるいは測定する、そういうような視点で何か試みられたかどうか。一部お話の中では費用対効果というものを考慮して作業をされたという御説明がありましたけれども、やはり今後の私どもの評価に係る作業に直結する問題だと思いますので、ぜひ各法人、その費用対効果の点についてこんなところが問題だった、あるいは難しいとかできないとか、あるいは今後こうしたらいいとか、もしそういう御意見等何かありましたらお聞かせいただきたい。以上です。

○松本分科会長 ただいまの徳江委員からの御質問でございますが、それでは各法人、できますれば1分程度で御回答をお願いしたいと思います。

○加藤委員 すみません。発言の仕方なんですけれども、最初の方は時間に追われるから、かいつまんでやると、後の人はだんだんゆっくりやれると思うので、今度は順番を逆にして説明してください。

○松本分科会長 それでは、農業者大学校からお願いいたします。

○農業者大学校理事長 費用対効果について具体的に何か取組をとということですが、体系的な取組はまだできていないんですが、最初の業務の効率化のところ、できるだけ業務の効率化に努めて教育時間数の増、ひいてはコスト削減というようなところに力を入れるということで、年度計画を実現する方向でやっていることはございます。しかし、費用対効果、具体的にこういうことをやっている

いうことは残念ながら体系的にはまだ手がついていないというところ です。

○農薬検査所理事長 費用対効果に当たるかどうか何ともわからないところがあるんですが、例えば農薬検査所の場合、従来はファイル一つとっても課の執行といいますか、いろいろな規格のものを注文して購入していたということが、農林水産省時代はありました。これをまず規格を統一するということを進めております。そして今度、まだ実行しておりませんが、パーソナルコンピュータのようなものを、我々の使い方というのは特別な使い方ではございませんで、名前を出してしまえばエクセル、それからワード、あるいはインターネット、そういうことで特別な仕様のもは基本的には必要ないということで、できるだけ規格を統一するようにしたい。

それから先ほど規格の統一と同時に発注の単位が、伝票が来るとすぐにそれを処理して発注をかけていました。極端な話、鉛筆1本でも注文というのを月に2回ということでしたが、これをまとめまして、その間、農薬検査所が外部に発注行為を起こすときにはまとめて発注単位を大きくするというか、そういうことで資金の有効利用ということはやっております。

具体的に、我々は仕事の運用という中で費用対効果についてどう努力しているかということになりますと、実は農薬検査所の場合には大臣の命令、大臣の指示により動くということがあるものですから、例えばある地域に検査に行つたとします。これは例として申し上げるんですが、引き続きまた次回は近所に行くということもあり得るわけです。通念的に考えれば、そういうことなら1回行つたときに二、三日延ばして一緒に行ってくればいいのではないかという考え方も成立するわけですが、実際にはそのようなことにはならない。我々は指示、命令のもとで動いているということでございます。そういう意味では、費用対効果には、なかなかなじまない部分もございます。

以上でございます。

○肥飼料検査所理事長 私どもも農薬検査所と同じように検査機関でございまして、費用の節約を図るということは当然やらなければいけないと思っておりますけれども、費用対効果というお話になりますとなかなか難しい問題を抱えております。

といいますのは、私どもは例えば肥料の登録を行う場合に、平成13年度の実績はその前の年の1.5倍になっていますけれども、それはとにかくこなさなければいけない。要するに、内部の効率化というよりは職員の頑張りでやっている部分も相当あるわけございまして、それをどのように評価するかという部分と、それからどうしても必要な旅費だとかそういうものにつきましては、節約ということはあると思っておりますけれども、費用対効果という意味ではなかなか計算しにくい。これからの検討課題でございましてけれども、可能な部分からそういうものをつかまえてやっていくのかと。ただ、登録の審査だとか立入検査だとか、そういう部分については費用対効果を導入するのは非常に難しい

と思っています。

○家畜改良センター理事長 今の徳江委員の御質問ですけれども、実は13年度、独法になったときにやりたかったのですが、残念ながらそういった方法がない、できなかったというのが実態でございます。今年は何と比べるもの、すなわち13年度の企業会計による経理をやったという比べるものがあり、こういったものをいかに使っていくかということ、我々、今勉強しているところであります。具体的には、先ほど四半期ごとの業務進行管理を行うと申しましたけれども、その中で経費の節約であり、いかに販売努力したかとか、そういったものも併せて報告をするような段取りで進めようと思っております。

それからもう一つは予算といいますか、お金をどのようにインセンティブを与えるような配分にするかということなんです、13年度も苦しみまして、先ほど申しました例えばSEC21プロジェクトと名づけながら、これはスピードと効果とコストを下げるために使うときに払う、こういうような苦肉の策をとりました。あるいは全牧場を見ているうちの課長方にどこの牧場がよくやっているかポイントを付加して傾斜配分するとか。これも本当だったらいい方がいいんです。きちんと評価できればこんなことをしない方がいいと思ってるんですが、こういうような予算配分をしました。内部でも大変抵抗、批判はあるんです。もうけ主義というわけではないんですけど、やはり売り上げを伸ばすのが我々の仕事かというのがあって、そこはまだ本年度かけて勉強していこうと、模索していこうということにしております。今後はいわゆる費用対効果を加味した予算の配分につなげていきたいということで、これは先日、場長会議でも申し合わせたところでございます。

それから最後に、私どもの行政サービスコストが111億円ですけれども、職員に、111億円の仕事をしているのかというような投げかけをしております。これはよく農林水産省自体が求められているわけですけれども、多面的機能とかこういうのを計算しておりますが、そういったものも含めてもいいから、とにかく111億円というのを世の中、国民の皆様に説明できるようなことが必要ではないか、いわゆるパフォーマンスという面ですけれども、職員に投げかけをしているというような状況でございます。

○種苗管理センター理事長 我々のやらなければならないことは決まっているわけでございますから、アウトプットについてはきちっと結果を出さなければいけない。そういたしますと、インプットをいかに合理的にするかということから、安く買うというような意味では随分努力いたしました。ブロック単位で少し規模を大きく買うとか、また今までどちらかという相対の取引だったものを、なるべく競争入札にしようとか、また自主施工のようなもので少しピンはねを減らせというようなことの努力はしております。

またもう一つ、業務を効率的にやるということもインプットを減らすということになると思いますので、集約化のいろいろな議論というのはまさにそこから出てくるのかなと思います。また、お金の配分につきましても、先ほど申し上げましたけれども、やはり我々全体を見ながら配分できるという状態になったということを生かして、今までのように予算に縛られたというか、硬直的なものから現場に合った使いやすい配分をしているということです。

委員御質問の費用対効果を数字であらわすのはどうなるかということ、なかなかそこまではいきませんが、全体で見るとはセグメント情報というのは一つ一つの事業なり物事に従った出入が示されるわけですので、それが13年、14年、こう続きますと、1つ指標がそこから出てくるのかなと思っております。

○消費技術センター理事長 費用対効果ということですので、費用の方は割合はつきりしていると思うんですが、問題は効果の方をどう判定するかということだと思います。先ほど言われましたようになかなか民間と違って経営指標的なものがつくりにくいと。特に、私どものセンターというのは一言で言うとサービス業的なところがございます、それも中身が消費者対応あり、JASの企業対応あり、それから調査研究ありと、こういったものをどのように効果を物差しであらわすかということだと思います。それで定量的には何件というようなものを設定しているのは割合はつきり出てくると思うんですが、それだけでもなかなか、それで決めるというのもどうかと。要するに、情報だけではなくて質のところをどう評価するかということかと思えます。

ただ、私どもはいろいろな形でセクションが分かれていますので、それぞれごとで単独でやるのではなくて連携を図るといいたいでしょうか。一つの例で言うと、市販品の調査等に行くときには旅費がかかりますので例えば買い上げをするときにほかの部局のものも一緒に買ってくるとか、そういう形で質的、量的に数字があらわれる以外のものも質的なものを含めて効率化を図るというような努力をするのかという感じをしています。ですから、こういう機会を通じて何かいい手法があれば採用していきたいと思っております。

○松本分科会長 ただいま各法人から費用対効果に対する取組の状況をお話しいただいたわけですが、徳江委員、よろしゅうございましょうか。

○徳江委員 ありがとうございます。今お話がありましたようなセグメント情報というのは大変重要な情報だと思いますが、もう一つ、これは私どもの会計専門家の責務かなと思いますけれども、やはりプロジェクトごととかセグメントといってもいろいろなセグメントがあると考えられますので、その辺の原価あるいはコストと効果のとらえ方をもう少し研究しなければいけないかなと思っております。そういう意味で皆さん方の御苦勞をお聞かせいただいて、その辺のヒントをいただきたい、そ

ういうことでございます。ありがとうございます。

○松本分科会長 そのほかの御意見あるいは御質問を頂戴したいと思います。守田委員、どうぞ。

○守田委員 今各独立法人の評価、計画を聞いたんですが、今後の評価にも影響すると思うのでお願いしたいんですが、今回の13年度の事業内容の中で、この年度の社会情勢においてぶれたもの、これを今御説明の中にかなりぶれたというところとそんなにぶれなかったんだらうというお話がありました。それを各独立行政法人について、このくらいのぶれがあつて、それがこの項目に影響した、それで結果としてこうなつたというのをできるものを数値化して、どのくらいの数字でぶれたんですよというのを、横断的に各独立行政法人の結果が出てきますといろいろな意味で非常に参考になるという気がします。例えばぶれた原因としてBSEだとか、ほかにもいろいろあるでしょうが、大臣の命令も含めて、そのぶれがこれだけの項目に影響を及ぼしたというのを我々も認識することは非常に価値があると思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

○松本分科会長 ただいまの御意見は、要するにこういう御時世の中で非常に大きな問題が突如として沸いたときに、それぞれの業務内容に非常に大きな影響があつて、それが全体としてやはり評価できなかつたという部分ができる。それを数値化できないか、数値化すれば我々もそれに対して非常にとらえやすいという御意見でございます。

○生産局総務課長 全体にわたる話でございますので、私からお答えします。確かに今御指摘のようにそれぞれの法人によっては予期しない、一般の社会情勢で変わったところがあると思います。ただ、すべてを数値化するというのはなかなか難しいと存じますが、できる限り数値化できるものについては工夫していただくということで、さらに今後検討していただきたいということで、私ども事務局からも調整させていただきたいと存じます。

○松本分科会長 そのほか、意見はございませんか。間委員どうぞ。

○間委員 教えてもらいたいですけれども、農薬検査所で、大臣命令が大優先ということをお聞きしたんですけれども、これは1年のうち何件ぐらいあるのかを教えていただきたいのが1つ。

もう一つは、農業大学校の説明の中で2ページに入学者が39名ということを書いてあるんですが、現実の在学生在が何人いらっしゃるのか教えてもらいたいですけど。

○松本分科会長 それでは、農薬検査所の方からお願いします。

○農薬検査所理事長 手元に正確な資料を用意してございませんので、資料が出てから正確にお答えしますが、記憶で申し上げますと、昨年度の場合には2度ございました。それぞれ1週間程度で、北海道とそれから近畿方面へ行きました。

それで、いわゆる無登録農薬の集中的な立入検査と、それから、どこが従来その地域で売られてい

る無登録農薬の発売元だろうか、いわゆる発信源だろうかというところを徹底的に追及したと。徹底と言っていいのかどうか、とにかく追及したということで、大分今までとは違う、言ってみればパトロール的な立入検査から告発を目途とした立入検査へと。そういうことで繰り返し、繰り返しの立ち入りがその地域に集中的に行われたということがございます。

ただ、それがコストパフォーマンスに乗っかるかどうかというところが非常に評価の難しいところだと思いますが、そのようなことが割と今までにない新しい展開ということでございましたので、その2つについては記憶しております。すみません、正確なところはいずれチャンスをいただければ。

○農業者大学校理事長 在学者数ですが、1年生が39名、2年生が33名、3年生が38名ということで、トータル110名でございます。

○松本分科会長 間委員、よろしゅうございますか。

○間委員 110名というのはどこかに書いてあるんですか。

○農業者大学校理事長 この資料そのものには書いていないですけども。

○間委員 書いていないですね。わかりました。

○松本分科会長 そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。井上委員。

○井上委員 農業者大学校に関する質問がまず1つあります。アンケート調査をするということが目標として書いてありますが、アンケートの回収率が非常に悪いというのが気になっています。それから、そのアンケート結果をどのように評価していくかというのが、目標や計画書の中に入っていないですね。消費技術センターでは、評価に数値目標をつくっていて、何ポイント以上だったらよしとしようになっています。農業者大学校でも、それに対して、数値目標は設定していないのでしょうか。

もう一つ、家畜改良センターですが、「調査研究」という項目で膨大なページを割いてこれだけ研究すると言っています。しかし、その研究結果としての目標の中に入れなくて、「講習および指導」の中の「成果等の発表」という項目に入れています。むしろこれは「調査研究」という項目の中に入れるべきだと思います。また、学会で発表するのと学会誌に発表するのを込みで50件という数値目標は少々粗っぽいまとめ方ではないのかなと思います。やはり両者は全く別物として扱って、次年度の目標に入れていただければと思います。

○松本分科会長 それでは、農業者大学校、御質問に教えてください。

○農業者大学校理事長 アンケート調査に関しましては、いわゆる業務のいい、悪いの評価を受けて評価を高めるというより、むしろこれからの教育に生かしていくという意味で、そこの中期計画、あるいは年度計画に書いてございましたようにアンケート結果を将来の教育に生かすということでカリキュラム検討委員会の場に出しまして、評価を特に受けているところを伸ばしていこうとか、それか

ら悪いところや不要なところは直していこうという次のカリキュラム改善につなげるアンケートでございます。そういう意味では消費技術センターのアンケートとは少し違うのではないかと思います。

○松本分科会長 それでは、家畜改良センター、お願いします。

○家畜改良センター理事長 今回の御指摘、先生の切り口から見てごもっともだと思います。ただ、中期目標にこういう切り口で示されておりますもので、今後の取り扱いによると思うんですけれども、農林水産省と相談してまいりたいと思っております。ただ、年度計画であれば私ども十分にできますので、もう少し丁寧に先生の御指摘に沿ってこっちに持ってくる等考えたいと思っております。

○松本分科会長 その点のお考え、よろしくお願ひいたします。

○農薬検査所理事長 先ほど記憶で申し上げて大変失礼な言い方しかできませんでしたが、お手元の農薬検査所の資料の1-5、先ほどの業務実績報告書の12ページに3として、農薬取締法の規定による集取及び立入検査という項目がございます。その右のところは無登録農薬及び非農耕地用専用除草剤の転用利用の取締りを目的に8都道府県下、22販売業者及び延べ13使用者において立入検査を実施したと書いてあります。立入検査の際、33点の農薬等を、農薬取締法に基づく農林水産大臣の指示に基づき適切に実施すると書いてございます。要するに、これは先ほど来申し上げている大臣命令ということで、先ほどの事例もこの中に含まれております。どうも大変失礼いたしました。

○松本分科会長 ありがとうございます。それでは、佛田委員、お願いします。

○佛田委員 最初にお話がありましたように、費用対効果という中で、各法人に効果の定義づけがそれぞれ違うのではないかと私は思います。今回評価をするに当たって、効果というものをどのように定義づけるかによって評価の尺度というか物差しが違ってくると思いますので、これは質問というよりは問題提起なんです、その点どのように考えるかというようなことが重要ではないかと。

それから細かいことで質問なんです、財務諸表の農薬検査所の例えば3ページのところで減価償却の金額がございまして、その上に支払いリース料が出ておりまして、減価償却に近い支払いリース料があるということ、それからほかの法人でいいますと家畜改良センターにつきましても3ページにも業務費の中では支払いリース料が減価償却費の半分ぐらいの金額になっているということなどについて、どういう意味があつてリース料がこういう金額になっているのかお知らせいただきたい。

○松本分科会長 それでは、農薬検査所から御回答をお願いします。

○農薬検査所理事長 御質問の趣旨は、減価償却費に匹敵する規模のリースをしているということだろうと思います。減価償却というのはまさに取得資産に対する減価償却でございます。私どもはリースについても例えばNMRという機械がございまして、1台購入するとなると1億円以上もするようなものです。買ってしまえば、いろいろな経費については自己負担になりますが、それをリースする

ことによって、当然リース代はかかりますけれども、補修費等、さまざまなトラブルについて向こうの方の責任で面倒を見てくれると。そういうようなものが高額な機械、質量分析計とか、それから通常ですと1台1億を軽く突破してしまう機械にはあります。実は、14年度についてもダイオキシンの分析の関係で購入するとなれば1億円を超えてしまうようなもの、こういうものをやはりガスクロマトグラフ質量分析計なんです、一定の感度と精度と、それからそういう試験の場合には一体どこの社の機械を使ったかというのは例えば学会報告等で、要するに機器の信頼性によってそういうものでないとだめというような実態がございますので、こういった機械が必要です。そういう中でやはり高額な機械を買えないとなると、そして必要ということになればリースという手に訴えざるを得ない。もちろん通年的にその期間中リースをすれば、金額的には高くつくということは承知しておりますけれども、やはりそういう手法しか導入し切れないという面がございます。

○家畜改良センター理事長 委員の御質問は、バランスということですね。私どもの支払いリース料の大宗はスーパーコンピュータ、今で言えば汎用コンピュータですか、10年前で言えばスーパーコンピュータなんです。全国の50万頭の乳用牛のデータを全部処理すると、1万本以上の式を解かなくてはならない。これのリース料ということで御理解ください。

○松本分科会長 御質問はございませんでしょうか。御意見あるいは御質問が出尽くしたようでございますので、そろそろ次の議題に移りたいと思います。

先ほど事務局から御説明がありました、財務諸表の承認に係る当分科会としての意見具申につきましては、業務実績評価の決定時にあわせて行うこととしたいと思います。

さて、次の議題は、各法人の平成13年度業務実績評価の進め方についてでございます。先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、午前中に開催されました第3回の委員会では、今後各分科会におきまして9月末までを目途に各法人ごとの業務実績評価を行うこととされました。そこで事務局とも相談の上、本日は私の方から当分科会における今後の業務実績評価の進め方について、とりあえずイメージ案を用意いたしましたので御説明をいたします。

以下、資料3を用いて説明をいたしますので資料3を御覧ください。そこにもありますように、農業分科会におきましては、各法人の評価基準の作成に当たり、法人ごとに委員及び専門委員3名から4名から成るプロジェクトチーム、PTを設置し、各プロジェクトチームにおいて評価基準の検討を進めてまいりました。これは御承知のとおりでございます。そこで、各法人の平成13年度業務実績評価についても、効率的に作業を行う観点から、まずこのプロジェクトチームにおきましてそれぞれの担当法人の業務実績評価につき、十分検討していただき、その後に分科会全体で審議するという段取りはいかがかと思うわけでございます。

また、プロジェクトチームの構成につきましては、別紙のとおり評価基準作成時と同様のメンバーによることとしてはいかがかと思えます。いかがでしょうか。

この方式を前提といたしますと、当面のスケジュールは資料3のとおりになるかと思えます。今月中旬から9月上旬にかけて、各プロジェクトチームごとに会議等を通じまして検討を進めていただきます。そして、9月中旬ごろを目途に農業分科会を開催しまして、そこで各チームの検討の成果などを御報告いただきたいと思います。分科会全体でその後、審議いたしましてこのスケジュールを進行していきたい、このように思っております。

ただし、必要に応じまして随時分科会等を開催することも考えております。

以上、私の方から進め方のイメージを御提案申し上げたわけでございますが、これに関しまして御質問あるいは御意見、御要望がございましたら御自由に御意見をいただきたいと思います。

○手島委員 やはり今御提案のような方法がいいのではないかなと思えますけれども、それに当たってはぜひ事務局の方のバックアップをいろいろお願いしたいと思います。

○生産局総務課長 補足して申し上げ損ねましたけれども、今お話がございましたようにやはり効率的に行うという観点がございますし、また委員の皆様方は大変お忙しい方でございますので、分科会で1からというのなかなか大変だと思えます。そこで、最初に評価基準を御議論いただいた際に自己評価云々という議論もございましたので、各法人で評価項目に沿いまして一応の資料、たたき台というものをつくっていただきまして、それをもとに御議論していただいて修正していただくという形でどうかと考えております。その際に、あわせて先ほど宿題のあったことも含めまして法人に工夫して出していただきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○松本分科会長 そのほか御質問、御意見ございますか。

○徳江委員 スケジュールというか、イメージ案についてはこのとおりで結構なんでございますが、1つだけ要望をさせていただきたいと思えます。

財務諸表につきましては初めてのケースということでございますので、できましたら農林水産省には17法人ありますので、そこで事務局の方で全部並べて、何か問題というんでしょうか、深くそこまで突っ込んでいるかわかりませんが、財務諸表を作成する過程で、あるいは実際に作成した結果、何か問題点があれば、それを事前に情報として提供していただくと非常にありがたいと。多分会計処理ですから、絶対1つだけということはありませんので、幾つかあるのではないかと思います。その辺の取り扱いはどうなるのでしょうか。私もさっと見ただけですので、ちょっとわかりませんが、その辺を事前に情報提供していただければ非常にありがたいということでございます。

○生産局総務課長 他の法人の、特に財務諸表の関係の何か特に問題になったようなことがあればということでございます。各分科会の進め方の順番等々でございますでしょうけれども、できるだけ私どもの方で他の法人の状況も伺って、今御指摘のあったようなことがございますればまた御連絡させていただきますと存じます。

○松本分科会長 そのほかございませんでしょうか。

それでは、おおむね皆様方のスケジュール表につきましては御了承いただけるものと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは提案のとおり本分科会におきましてこのようにとり進めてまいりたいと思います。今後、当面の間は各プロジェクトチームにおける議論が中心になろうかと思えます。皆様におかれましては、暑い中、また大変御多忙の中、誠に恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日子定の議事もすべて終了いたしました。その他御意見あるいは御質問、全体を通して何かございましたらどうぞお願いをしたいと思います。

それでは、特段ないようでございますので、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第6回農業分科会を閉会といたします。次回の日程につきましては、改めて事務局から御相談申し上げますことといたしますので、御対応よろしく願いいたします。

委員並びに専門委員の皆様方には大変御熱心な御審議、誠にありがとうございました。

————— 了 —————